

1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義

② 巨大過密都市を襲う膨大な被害

首都地域は、人口や建築物が密集しており、首都直下地震が発生した場合、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想される。

震度6強以上の強い揺れの地域では、特に都心部を囲むように分布している木造住宅密集市街地等において、老朽化が進んでいたり、耐震性の低い木造家屋等が多数倒壊するほか、急傾斜地の崩壊等の発生や、余震等による土砂災害の拡大による家屋等の損壊で、家屋の下敷きによる死傷等、多数の人的被害が発生することが想定される。

以上のように、膨大な人的・物的被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであるが、例えば、一定の条件下において、建物の耐震化率を100%にした場合、全壊棟数と死者数が約9割減少し、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や初期消火成功率の向上等により焼失棟数と死者数が9割以上減少すると試算されているほか、経済被害についても、建物の耐震化率を100%とし、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や初期消火成功率の向上を図った場合に約5割減少すると試算されており、予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策を講ずることにより、その被害は大きく減少させることができる。

2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

首都直下地震が発生した場合の膨大な人的・物的被害や経済被害を減少させるため、計画的かつ早急な予防対策を推進するとともに、一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策を講じるための備えを図るものとする。

① あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策

膨大な人的・物的被害に対応するためには、都市計画の根本に“防災”を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組み、“地震に強いまちづくり”を進めることが重要である。

特に、建築物の被害は、首都直下地震発生時の死者発生の主要因であり、さらに火災の延焼、避難者の発生、救命・救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるため、あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。

また、首都地域は、木造住宅密集市街地が広域的に連担していることから、極めて大規模な延焼被害や同時多発の市街地火災が発生することが想定される。このため、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を引き続き推進しつつ、被害を最小限に抑えるため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及などの出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、常備消防の充実などの消火活動体制の強化を推進する。

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

② 建築物等について地震防災上実施する必要があるもの

ア 建築物の耐震化

住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えの促進、緊急対応が必要な密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化、様々な応急対策活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化と数値目標の設定等を記載する。

イ 建築物の不燃化、延焼の防止等の火災の発生の防止及び被害の軽減建築物の不燃化の促進や、地域における初期消火の成功率の向上、消火活動体制の充実等の延焼の防止対策を記載する。

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

政府は、緊急対策区域において、以下に掲げる事項について、地方公共団体、公共機関、事業者等様々な主体と連携した対策を実施するとともに、これら主体による地震防災対策を促進することで、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策を推進するものとする。

これらの基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。例えば、東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合、死者数は最大で約2万3千人、建築物の全壊・焼失棟数は最大で約61万棟の被害が発生する可能性があるものと想定されているが、このような人的・物的被害の軽減に関し、死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ今後10年間で概ね半減させることを減災目標とする。

減災目標を達成するための様々な施策について、具体目標又は定性的な目標掲げる。具体目標は、基本的に平成27年度からの今後10年間で達成すべき目標を取りまとめたものである。

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

イ 出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等

国〔内閣府、消防庁、経済産業省〕、都県、市町村及び関係事業者は、電気等に起因する火災の発生を抑制するため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及や、市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として、大規模な地震発生時に出火の原因となる可能性のある電力供給やガス供給を速やかに停止する措置を含めた出火防止対策を推進する。電気に起因する火災の発生の抑制については、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」等を踏まえながら、当該ガイドラインに適合する感震ブレーカー等の設置の促進や、住民が自宅から避難する際、ブレーカーを落として避難するよう啓発する。

また、国〔消防庁〕、都県及び市町村は、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。

地域においては、初期消火の成功率の向上が極めて重要であり、国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村等は、常備消防及び地域防災力の中核となる消防団の充実、自身の安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織の活動体制の充実等による地域防災力の向上、可搬ポンプ等の装備の充実、断水時に利用が可能な簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保等を推進するとともに、基盤施設の整備が遅れている木造住宅密集市街地での道路拡幅など活動空間の確保を進める。

【目標】

(i) 住宅等の耐震化【国土交通省】(再掲)

・住宅等の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。

【具体目標】

- ・住宅の耐震化率平成 32 年 95 % (全国) を目指す。(平成 20 年推計値約 79 % (全国))
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成 32 年 95 % (全国) を目指す。
(平成 20 年推計値約 80 % (全国))

(ii) 電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省】

・大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。

【具体目標】

- ・延焼のおそれのある密集市街地における普及率 25 % (緊急対策区域) を目指す。

(iii) 電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】

【具体目標】

- ・電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を 100 % にすることを旨す。

(iv) 地震に対する初期消火対策【消防庁】

・地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災カーテン等の防災品、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具の普及を促進する。

・大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めとする充実・強化を図る。

- ・大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。

(v) 常備消防力の強化【消防庁】

- ・消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。